

(別紙5)

- 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日障発0510第5号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障発第0510第5号 平成22年5月10日 最終改正 障発0329第13号 平成25年3月29日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について</u></p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）第3号「前2号に掲げる研修と</u></p>	<p>障発第0510第5号 平成22年5月10日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p><u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について</u></p> <p><u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）第3号「前2号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認</u></p>

同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修」（以下「第3号研修」という。）については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「解釈通知」という。）において、厚生労働省への協議の方法等を別途通知するとしたところである。

今般、協議の方法等について、下記のとおり示すので、各都道府県におかれては、本通知に留意の上、就労支援に必要な知識の習得機会の拡大及び就労移行支援事業の質の向上のため、ご協力方よろしく願います。

記

1. 基本的な考え方

平成21年4月の報酬改定により、就労移行支援事業について、一般就労に関する知見を有する就労支援員の配置を促進するため、新たに「就労支援関係研修修了加算」を設けたところである。

この「就労支援関係研修修了加算」に関して、研修告示第3号は、各都道府県において就労支援に関する知識を高めるための研修を実施している場合、これらの研修について積極的に評価し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）上の「就労支援関係研修修了加算」の算定対象の研修として認めることで、就労支援員が支援を行うに当たっての必要な知識等を習得するための機会の拡大及び各都道府県ごとの障害者の一般就労につながる就労移行支援事業の質の向上に資することを目

める研修」（以下「第3号研修」という。）については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「解釈通知」という。）において、厚生労働省への協議の方法等を別途通知するとしたところである。

今般、協議の方法等について、下記のとおり示すので、各都道府県におかれては、本通知に留意の上、就労支援に必要な知識の習得機会の拡大及び就労移行支援事業の質の向上のため、ご協力方よろしく願います。

記

1. 基本的な考え方

平成21年4月の報酬改定により、就労移行支援事業について、一般就労に関する知見を有する就労支援員の配置を促進するため、新たに「就労支援関係研修修了加算」を設けたところである。

この「就労支援関係研修修了加算」に関して、研修告示第3号は、各都道府県において就労支援に関する知識を高めるための研修を実施している場合、これらの研修について積極的に評価し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）上の「就労支援関係研修修了加算」の算定対象の研修として認めることで、就労支援員が支援を行うに当たっての必要な知識等を習得するための機会の拡大及び各都道府県ごとの障害者の一般就労につながる就労移行支援事業の質の向上に資することを目的として第3号研修を設けたものである。

的として第3号研修を設けたものである。

2・3 (略)

2・3 (略)

(改正後)

様式第1号

〇〇 第 号

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県知事 〇〇 〇〇

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号に定める研修に係る協議について

下記に掲げる実施予定機関における実施予定研修については、審査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号「前二号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修」に該当すると認めたので、下記の書類を添えて厚生労働大臣宛協議する。

記

実施予定機関名：

実施予定研修名：

- 1 研修実施計画（研修日程、研修時期、受講人数 等）
- 2 研修カリキュラム（時間割表）
- 3 研修カリキュラム内容（詳細）
- 4 研修実施場所を記載したもの

(現行)

様式第1号

〇〇 第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県知事 〇〇 〇〇

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号に定める研修に係る協議について

下記に掲げる実施予定機関における実施予定研修については、審査の結果、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号「前二号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修」に該当すると認めたので、下記の書類を添えて厚生労働大臣宛協議する。

記

実施予定機関名：

実施予定研修名：

- 1 研修実施計画（研修日程、研修時期、受講人数 等）
- 2 研修カリキュラム（時間割表）
- 3 研修カリキュラム内容（詳細）
- 4 研修実施場所を記載したもの

(改正後)

様式第2号

厚生労働省障発第 号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号に定める研修に係る協議の結果について

貴都道府県において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号「前二号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修」（以下「第三号研修」という。）と認めた内容については、協議の結果、第三号研修として承認するので通知する。

記

(実施予定研修)

〇〇〇〇〇〇〇

・
・
・

(現行)

様式第2号

厚生労働省障発第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号に定める研修に係る協議の結果について

貴都道府県において障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）第三号「前二号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修」（以下「第三号研修」という。）と認めた内容については、協議の結果、第三号研修として承認するので通知する。

記

(実施予定研修)

〇〇〇〇〇〇〇

・
・
・